

平成二十一年内閣府・厚生労働省令第七号

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十四条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令を次のように定める。

第一条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、毎年度の都道府県等食品衛生監視指導計画を、その年度開始前までに、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。

第二条 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を変更しようとするときは、その実施前に、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。

第三条 都道府県知事等は、毎年度、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を、翌年度の六月三十日までに公表するとともに、当該実施結果を取りまとめ、取りまとめ後速やかに、これを公表しなければならない。

第四条 前項に定めるもののほか、都道府県知事等は、夏期、年末その他必要と認められる期間については、当該期間における都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を作成し、作成後速やかに、これを公表しなければならない。

第五条 都道府県知事等は、前二項の規定による公表を行うに当たっては、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により住民に周知させるよう努めなければならない。

第六条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が、食品、添加物、器具、容器包装又は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第七十八条各号に掲げるおもちゃを収去しようとするときは、被収去者に様式第一号による収去証を交付しなければならない。

第七条 食品衛生監視員が、その職務を行う場合において携帯する証票は、様式第二号、食品衛生監視員であることを示す章は、様式第三号による。

附則（令和元年五月七日内閣府・厚生労働省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二十八日内閣府・厚生労働省令第四号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月二日内閣府・厚生労働省令第五号）

この命令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和三年五月三日内閣府・厚生労働省令第四号）

この命令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月二〇日内閣府・厚生労働省令第一号）

この命令は、食品表示法の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月八日内閣府・厚生労働省令第二号）

この命令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（令和三年一〇月二二日内閣府・厚生労働省令第九号） 抄

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年五月七日内閣府・厚生労働省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二十八日内閣府・厚生労働省令第四号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月二日内閣府・厚生労働省令第五号）

この命令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和三年五月三日内閣府・厚生労働省令第四号）

この命令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月二〇日内閣府・厚生労働省令第一号）

この命令は、食品表示法の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月八日内閣府・厚生労働省令第二号）

この命令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（令和三年一〇月二二日内閣府・厚生労働省令第九号） 抄

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けて整備政令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号の営業（整備政令第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令第三十五条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。）について、なお従前の例により当該営業を行うことができたとされた者に対する食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令第三条第一項の規定の適用については、同命令様式第一号中「食品衛生法第28条第1項（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができたとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定」と読み替えるものとする。

附則（令和三年五月三日内閣府・厚生労働省令第四号）

この命令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月二〇日内閣府・厚生労働省令第一号）

この命令は、食品表示法の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月八日内閣府・厚生労働省令第二号）

この命令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（令和三年一〇月二二日内閣府・厚生労働省令第九号） 抄

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第二号（第三条関係）

様式第三号（第三条関係）

[illegible][illegible]